

新型コロナウイルス感染症出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

2023年5月8日より出席停止基準が変更され、新型コロナウイルス感染症の場合は

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

と変更されました。これにより、「発症した後5日を経過」、「風邪症状が軽快した後1日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く症状が軽快しても、発症した後5日は休む必要があります。

熱が下がり症状軽快日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表参照）

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

発症日は、病院を受診した日ではなく、発熱や咳などの風邪症状等が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。

処方された薬や体調によって、早く解熱し症状が軽快する場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従って下さい。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
		発症日	マ ス ク 着 用 推 奨 期 間									
例1	発症後1日目に解熱し 症状が軽快した場合 （最低基準）	発熱	解熱	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後 1日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後 1日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例6	発症後6日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後 1日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

その後は解熱し症状が軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます。